

学生の通学マナーについて

岡村 洋一

(東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 学生課長)

はじめに

本学は、明治三五年（一九〇二年）に東京女子体操学校として創立されました。後に東京女子体操音楽学校と改称され、昭和一九年に東京女子体育専門学校に昇格、同二五年に東京女子体育短期大学に発展、同三七年にわが国初の女子体育大学として東京女子体育大学が設立され、今日に至っています。

本学の実質的な創立者は、わが国女子体育の先駆者である藤村トヨ先生です。トヨ先生は、禅の心を教育に取り入れるとともに、学生と寝食を共にしながら二四時間の全人

教育を実践し、「質実にして情熱溢れる礼儀正しい、そして豊かな感性と高い品性を兼ね備えた女子体育指導者」の育成を目指しました。


この全人教育は、本学の教育信条として現在の学生指導の大きな指針になっています。

大学全人時代を迎えた今日、多様な学生に対してどのような教育を展開するかは大学にとって極めて重要な課題であり、授業場面のみならず、学校内外のあらゆる機会を捉えて教育活動を行おうとする本学の考え方は教育理念そのものとなっています。

通学マナー指導の取り組み

近年、地域住民から学生の通学路でのマナーの悪さが目立つとの指摘がなされ、自転車で通学している学生の事故や地域住民とのトラブルが増加傾向にありました。従来から、学生委員会で通学マナーの向上策について検討し、学生へのオリエンテーションの機会等を通じ啓発資料の配布や掲示を行ってきましたが、なかなか効果は上がりません。

そこで、学生委員会から平成二〇年十一月の教授会にお



通学マナーを改善し
地域の方々と協調し
学生生活を爽やかに明るく

巡回開始間近!!

月日：2008年12月11日(木)から
時間：(朝) 8:30-9:00
(夕) 15:50-16:20
(昼) 12:00-12:30(土曜日)
学生巡回者：大4・保2・児2(12・1月)

近日中に学生巡回者一覧を掲示

学生課の掲示板を必ず確認すること

学生による通学マナー指導のお知らせ

いて「全学生、全教員の協力の下に全学を挙げて通学マナー向上のキャンペーンを行う」ことを提案することにししました。

提案の趣旨は、「学生が通学マナーを正すために、自律的に相互指導を行う」ことを基本とし、教員の役割は、学生同士で注意をしている「当番の学生にアドバイスをする」こと、学生が地域住民と協調し生活することの重要性を学ぶ機会とすることとしました。

そして、このキャンペーンは二月一日から実施し、一月と二月は大学四年生と短大二年生の約四六〇人が交代で巡回し、その後は全学年に参加を呼びかけることとしました。

学生相互による通学マナー指導の内容

実施曜日は、月曜日から土曜日の六日間、実施時間は、登校時八時三〇分から九時、下校時一五時五〇分から一六時二〇分、土曜日の下校時一二時から一二時三〇分、巡回人数は、教員指導登下校時各一名、学生巡回員登下校時各一名であった。

指導内容は、自転車走行については「自転車安全利用五則」に従って指導、①自転車は、車道が原則、歩道は例

学生の通学マナー指導について（学生用）

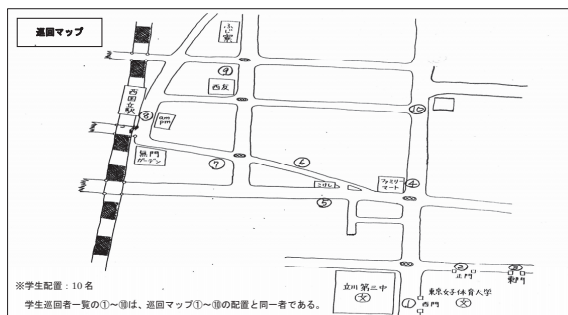
- 巡回の手順（登校時8：30～9：00 下校時15：50～16：20
土曜日 下校時12：00～12：30）

- 1 学生巡回者一覧の番号（①～⑭）の学生は、巡回マップの配置場所（①～⑭）でマナー指導にあたる。その際、東京女子体育大学記入の腕章を着用する。
- 2 割り当てられた日に都合の悪い場合は、同学年の当番に当たっていない学生と交代して、変更者の届出を実施時間15分前までに行う。
 - ・変更者は、巡回者名簿の中の学生と交代をする。
 - ・届出は、学生巡回者名簿（学生課カウンター）に直接赤ボールペンで変更者の出席番号を記入する。
- 3 巡回実施時間・開始前に所定の場所に着く。終了時間を終えてから大学に戻る。
- 4 終了後、正門にて担当教員に「終了」したことを報告する。
- 5 担当教員が不在の場合は、学生課カウンターで学生課職員から指示を受ける。

○ 指導内容

下記の内容について、マナーの悪い本学学生にマナーを守ってもらうように注意する。

- 1 自転車走行について
 - ・大学付近の通行路（通学路）を自転車安全利用五則（別紙）に従って指導する。（自転車安全利用五則は学生課カウンターにも置いてあります）
- 2 通学路、利用駅、近隣地域（マンション・自宅前・公園・空き地）でのマナーについて
 - ・歩きながら、または座りこんでの喫煙
 - ・コンビニの店先やマンション、民家の玄関先または道路などでの座り込み
 - ・タバコの吸殻及びランチパックなどの投げ捨て
 - ・歩きながら、カップ麺などの容器を抱えながら食べる行為
 - ・高齢者や児童・生徒等の通行の妨げとなる幅いっぱいに広がる集団での通行



学生の通学マナー指導：学生用

「学生が細い道に広がって歩いて、ほかの歩行者の邪魔になっていた。みんなが一度でも経験すれば今後気をつけるようになると思う」と感想を述べていました。また、他の

狭いところは約3メートルの幅員しかありません。大学の腕章を着けた指導役の学生一〇人が間隔を置いて通学路に立ち、「おはようございます。右側によつてください。」と声をかける。すると道路に広がりかけていた学生は、一、二列になって歩く。ほかに、自転車の二人乗りやスピードの出しすぎに目を光らせていました。

外、②車道は左側を通行、③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行、④安全ルールを守る（二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）⑤携帯電話・メール、ヘッドフォンステレオを使用しながらの走行の禁止を指導しました。また、通学路に

ついては、道いっぱいに広がる集団での通行、歩きながらまたは座り込んだ喫煙、タバコの吸殻、ランチパックなどの投げ捨て、食べ歩き等の禁止を指導しました。本学の通学路は、最寄り駅、JR西国立駅からキャンパスまでの約八〇〇メートルで住宅街を通っており、道路の

学生は「同じ学生の声は、身に染みて、効果的だと思います」と話していました。

通学マナー指導の効果

この取組みは、平成二〇年一月一日から二〇日までと平成二二年一月二日から二八日までの期間に実施しました。学生による通学マナーの相互指導前は、近隣住民から月一〇件程度、苦情の電話が入っていましたが、指導後は月一件程度の苦情となり、一定程度の効果があったと考えられます。その後も年度当初や後期授業開始時に一週間のオリエンテーションの中で通学マナー指導を含めた学生生活についての講話や登校時の学生による通学マナー指導を実施していますが、なかなか指導の徹底が図られず近隣住民からは「通学マナー指導を行っていることは知っているが効果がない。通学路を変えて住宅街は通らないようにできないのか。今後注意しますでは済まない。」等の厳しい意見が依然として寄せられています。

通学マナー（自転車走行）の課題

平成二二年八月二二日（日）の毎日新聞に自転車と歩行者の事故が一〇年間で三・七倍に増え自転車側への高額賠償

判決が相次ぐ一方、加害者側が保険に未加入だったため、被害者側が勝訴しても賠償を受けられないケースが始めているとの記事が掲載されました。

本学においても自転車走行の短大一年生が歩道において歩行者（男性会社員）と接触事故を起こしたという事件がありました。

短大生本人によれば、接触した時に歩行者が痛いといったことは聞こえたが、たいしたことはないと思い、朝、駅で友達と待ち合わせをしていたのでそのまま通り過ぎた。

そして、信号待ちで怪我をさせた歩行者に捕まり、なぜ逃げたのかと詰問され警察に通報された。怪我をした歩行者は、接触事故を起こしたのに詫びることもせず、そのまま逃げたのは許せないとのことでした。

本学としては警察と連携し、民事事件の側面としては、まず、本人が被害者に詫びるとともに、保護者からも被害者と連絡を取り、詫びると共に病院の治療費を支払うことを伝えるよう助言しました。その後、保護者が任意で学生の損害賠償保険に加入していたことがわかり、保険で被害者の治療費を支払ったため、短大生本人と被害者の直接的なトラブルはありませんでした。（治療費が高額で保険等の手当てがなく保護者が地方にいる場合は、被害者が直

接加害学生に治療費の支払いを求め、トラブルとなるケースが多い。

傷害を伴う事故を起こした時は、逃げずにまず詫び、相手を介抱することが重要であり、学生本人が良い悪いは別にして、その後の相手とのトラブルを避けるうえからも、とにかく警察に事故の連絡をすることが涵養ですが、高校時代までにそのような学習もせず、事故の重さも感じない人間関係が希薄な学生が多くなってきていることが伺えます。

本学では、現在、全学生を対象に大学負担で「学生教育研究災害傷害保険」に加入していますが、賠償責任を除くなど補償対象の範囲が限られており、補償金額も必ずしも十分とはいえないため、これを補完する目的で保険会社とタイアップして任意の「学生総合保障制度・保護者総合保障制度」を創設し、保護者の皆様へ加入を勧めているところです。そして昨今の自転車事故の高額賠償事例を踏まえ、賠償責任と学生本人の怪我の補償に特化した「簡易プラン」(保険料は年、約七千円、保険金額は一事故一億円程度)を創設し、不測の事態に備え、保護者に加入を勧めているところです。

通学マナー指導の今後の展望

通学マナー指導については、全学生を登下校時に割り当てて当番表を作成し、校内に掲示して学生に周知し実施しましたが、学生の都合等で当番日が変わるケースが多く、その補充等にも手間がかかり、調整に要する教員の負担が大きくなっていました。このことから年間を通じての指導は難しく、現在は学期の初めや苦情が多くなった機会を捉えてキャンペーンによる通学マナー指導を行っています。

地元自治会との関係については、毎年「羽衣町会の夏祭り」に本学のストリートダンスクラブが参加するなど良好な関係を構築しているところですが、通学路において直接被害を受ける近隣住民にとっては看過できないことと思います。そこで、現在、学園自治を担う本学学友会が主体的に学生の通学マナー指導に取組むことを含め、学生委員会で再度効果的な通学マナー指導のあり方について検討を行っているところです。